

2026（R8）年税制改正（所得税その1）

2026（R8）年度の税制改正のうち、所得税の基礎控除と給与所得控除について紹介します。

基礎控除の改正

1. 基礎控除の引上げ : 合計所得金額 2,350 万円以下の基礎控除額が 62 万円 (改正前:58 万円)
2. 基礎控除の特例 : 2026（R8）年分と 2027（R9）年分は合計所得額が 655 万円以下の場合、合計所得に応じて最大 42 万円を基礎控除額に加算

上記の基礎控除の引上げと特例の適用による基礎控除額の概要（改正（オレンジ色項目））

合計所得金額	給与等の収入のみの場合*1	基礎控除額（特例を加算した額）		
		改正前		改正後*2
		2024（R6）	2025（R7）	2026（R8）・2027（R9）
132 万円以下	206 万円以下	48 万円	95 万円	104 万円
132 万円超 336 万円以下	206 万円超 4,751,999 円以下		88 万円	
336 万円超 489 万円以下	4,751,999 円超 6,655,556 円以下		68 万円	
489 万円超 <u>655 万円以下</u>	6,655,556 円超 850 万円以下		63 万円	67 万円
655 万円超 2,350 万円以下	850 万円超 2,545 万円以下		58 万円	<u>62 万円</u>
2,350 万円超 2,400 万円以下	2,545 万円超 2,595 万円以下		48 万円	48 万円

*1 所得金額調整控除等を含まない金額 *2 基礎控除の特例を加算した金額

* 合計所得 2,350 万円超の方の改正はありません。

給与所得控除の改正

1. 給与所得控除の引上げ : 最低保障額が 69 万円 (改正前:65 万円)
2. 給与所得控除の特例 : 2026（R8）年分と 2027（R9）年分は給与等の収入金額が 220 万円以下の場合、最低保障額をさらに 5 万円引上げ (改正後:74 万円)

給与等の収入金額	給与所得控除		
	改正前		改正後*2
	2024（R6）	2025（R7）	2026（R8）・2027（R9）
1,625,000 円以下	55 万円	65 万円	74 万円 (69 万円 + 5 万円)
1,625,000 円超 180 万円以下	55 万円超～62 万円		
180 万円超 190 万円以下	62 万円超～65 万円		
190 万円超 220 万円以下	65 万円超～74 万円		

* 給与等の収入金額が 220 万円超の方の改正はありません。

上記改正の影響

近年の物価上昇に連動して、ここ数年改正が続いている基礎控除と給与所得控除がまた変更になりました。2024（R6）年税制改正から連続して改正が行われ、いわゆる所得税の「年収の壁」は103万円→160万円→178万円と変更になります。

上記改正に伴う、今年（2026（R8）年）の月々の給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。2026（R8）年分の年末調整事務で基礎控除、給与所得控除について調整を行います。

@6月の予定

- 6/10・5月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 6/30・4月決算法人の確定申告
 - ・1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所

